

瑞穂町耐震改修促進計画（令和3年度改正）の概要

第1章 はじめに

●瑞穂町耐震改修促進計画の位置付け（背景・経緯）			
<p>平成7年1月の阪神・淡路大震災で、昭和56年に建築基準法の耐震基準が改正される前に建てられたいわゆる旧耐震の建物の被害により、多くの人的被害が生じたことから、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。</p> <p>その後、平成18年の耐震改修促進法改正に基づき、「東京都耐震改修促進計画」が策定され、さらに平成24年3月の「東京都耐震改修促進計画」改定に合わせて、「瑞穂町耐震改修促進計画」（計画期間：平成24～令和2年度）を策定した。</p> <p>今回、建築物の耐震化に関する平成30年の「国の基本方針」の改正、東京都耐震改修促進計画の改定（平成28年3月改定、令和3年3月一部改定）、第5次瑞穂町長期総合計画（令和3年3月）に整合するよう瑞穂町耐震改修促進計画を見直した。</p> <p>これにより、SDGsの視点のもと瑞穂町における建築物の耐震化等に総合的に取り組んでいく。</p>			
●目的	本町における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的、かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進める		
●根拠法	耐震改修促進法第6条第1項	●計画期間	令和3～7年度
●対象区域及び対象建築物			
<p>瑞穂町全域</p> <p>昭和56年に建築基準法の耐震基準が改正される前に建てられたすべての建築物（ただし、国及び都の建築物は本計画の対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物、危険物を取り扱う施設） ・緊急輸送道路沿道建築物（特定又は一般緊急輸送道路に接する一定の高さを超える建築物） ・町有建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物、防災上重要な建築物、その他） <p style="text-align: right;">など</p>			

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

東京都防災会議が想定している本町において最も被害影響が大きいと推定される『立川断層帯地震』を想定地震とした、本町の被害想定結果は以下のとおり。

想定条件	
想定地震	立川断層帯地震（マグニチュード7.4）
町内の震度及び建物被害想定	
震度	町のほぼ全域で震度6強の揺れが生じることが予測され、震度7の揺れが生じる場所も見られる。
液状化	町内の液状化危険度はほとんどの地域で「極めて低い」。
揺れによる建物被害	地震により830棟の建物が全壊することが予測される。そのうち、揺れ・液状化による全壊827棟（木造724棟、非木造103棟）。

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の現状

(四捨五入しているため端数にわずかな誤差がある)

建築物の種類		単位	全棟数	耐震性あり	耐震化率
住宅	戸建住宅	棟・戸	9,972	8,299	83.2%
	共同住宅	棟	462	456	98.7%
		戸	4,270	4,220	98.8%
	合計	棟	10,434	8,755	83.9%
		戸	14,242	12,519	87.9%
町有施設	防災上重要な建築物	棟	67	67	100.0%
	その他	棟	65	56	86.2%
	合計	棟	132	123	93.2%
多数の者が利用する一定規模以上の建築物	公共建築物	棟	22	22	100.0%
	民間建築物	棟	58	58	100.0%
緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路	棟	56	49	87.5%
	一般緊急輸送道路	棟	32	22	68.8%
	合計	棟	88	71	80.7%

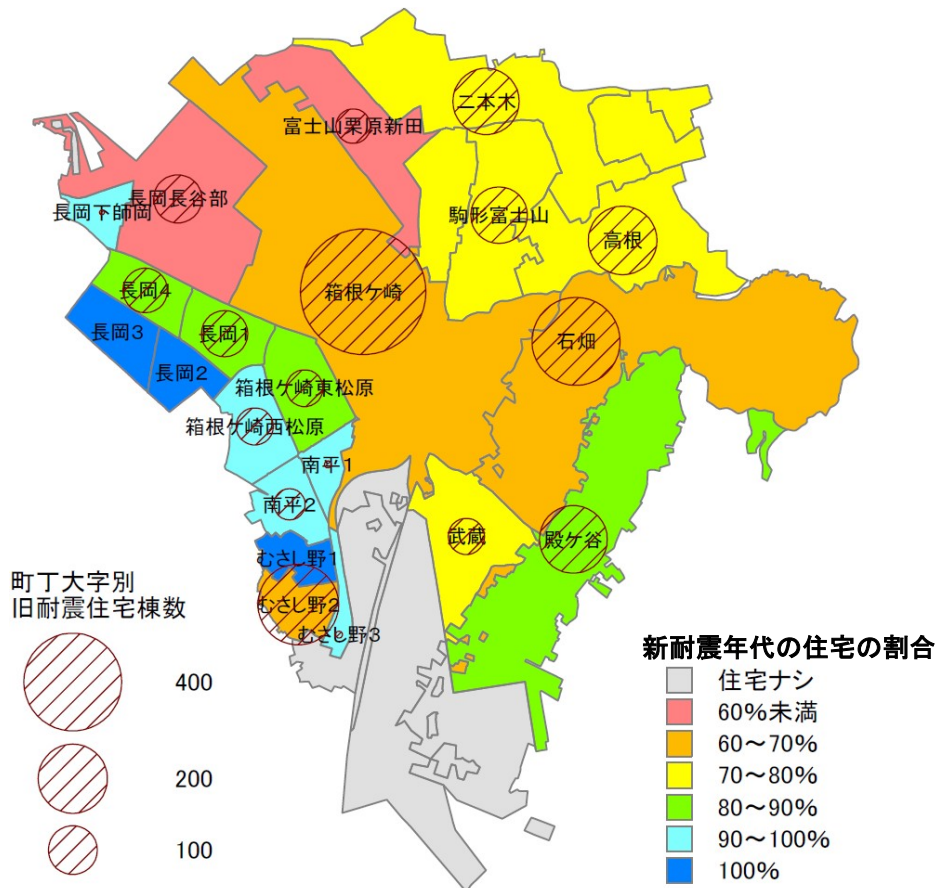


図 町丁・大字ごとの新旧耐震年代別住宅分布状況

2. 建築物の耐震化の目標

- ・住宅：耐震性が不十分な住宅を令和7年度末までにおおむね解消
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物：耐震性が不十分な建築物を令和7年度末までにおおむね解消
- ・一般緊急輸送道路沿道建築物：令和7年度末までに耐震化率90%

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方

●本町の耐震化促進の取り組み方針

住宅・建築物の所有者が、自ら問題意識をもって主体的に耐震診断、耐震改修の実施に取り組むことが必要。町はそのための意識啓発と知識普及に努める。

町は、都と連携して耐震診断及び耐震改修への情報提供や相談、助成の実施に努める。

町は、都の行う指導や命令に対して情報提供等の協力を行う。

●施策に対する基本的な考え方

- ・建築物耐震化率の向上へむけた取り組み（第4章2、3）

＝住宅耐震化に関する助成、相談、意識啓発・知識普及など

- ・人命損失や災害時緊急活動機能低下を防止するための総合的な取り組み（第5章）

＝土地区画整理事業、空き家適正管理、ブロック塀対策（生け垣化）など

2. 耐震化を促進するための施策

●住宅の耐震化

- ・木造住宅耐震診断助成・木造住宅耐震改修助成・簡易耐震改修費助成

- ・住宅耐震改修による減税制度の周知 など

●民間特定建築物の耐震化

- ・緊急輸送道路沿道建築物への働きかけ（都のアドバイザー派遣制度の周知等） など

3. 住宅・建築物の所有者に対する意識啓発と知識普及

- ・耐震化普及のためのパンフレット、ポスター、広報誌、ホームページなどでの周知

- ・リフォームにかかる住宅金融支援機構の融資制度の活用などの紹介

- ・耐震相談窓口における耐震診断及び耐震改修の普及・意識啓発

- ・都の耐震相談窓口や「木造住宅耐震診断事務所登録制度」の紹介を行う。

- ・瑞穂町ハザードマップの活用

- ・東京都耐震マーク表示制度による耐震化意識の啓発 など

第5章 総合的な安全対策の推進

1. 安心・安全なまちづくり等の推進

- ・不燃化に合わせた耐震化の促進、地震火災の防止

- ・土地区画整理事業の推進

- ・緊急輸送ルート検討

- ・空き家の適正管理 など

2. その他の安全対策の普及

- ・家具の転倒防止対策

- ・ブロック塀等の耐震化及び生け垣化の推進

- ・安価で信頼できる工法及び装置の普及促進 など